

文書番号	GEW-0003
初版発行	2004/03/31
発行日	2019/08/09
版番号	第13版

グリーン調達基準書

グリーン調達基準書	文書番号	GEW-0003
	発行日	2019/08/09
	版番号	第13版

1. 本基準書の目的

シチズン電子（以下、弊社という）が「グリーンお取引先」から「グリーン調達品」を優先的に購入するための基準書「グリーン調達基準書」を定めます。「グリーンお取引先」とは、積極的に環境管理活動に取り組んでいるお取引先を示します。

「グリーン調達品」とは、各種環境関連法規制に適合し、かつ環境負荷の少ない調達品（製品、部品、部材、調剤、原材料、梱包および副資材など）を示します。

2. 本基準書の適用範囲

適用範囲は、弊社が指定したすべての調達品に適用します。

3. グリーン調達基準

(1) 調達品の評価

弊社では、調達品の環境管理物質について、そのリスクに応じて禁止物質、管理物質、把握物質、製造工程禁止物質、梱包材規制対象物質の基準を設けています。

調達品は、その分類に応じた管理をお願いします。

1つの物質が複数に分類されていた場合、厳しい方の基準を採用します。

- 1) 禁止物質（付属書Ⅰ） URL: <http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>
- 2) 管理物質（付属書Ⅱ） URL: 上記1)と同じ
- 3) 把握物質（付属書Ⅲ） URL: <https://chemsherpa.net/tool#declarable>

（「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」の最新版をご確認ください）

- 4) 製造工程禁止物質（付属書Ⅳ） URL: 上記1)と同じ
- 5) 梱包材規制対象物質（付属書Ⅴ） URL: 上記1)と同じ
- 6) 適用除外（付属書Ⅵ）

(2) 環境管理体制の確認

外部認証機関による認証取得（ISO14001 など）の有無にかかわらず、環境管理のシステムを持つか、または具体的な取得計画があるかを確認いたします。

また、二次以降のお取引先に対しては、弊社のお取引先（一次）が責任を持って「グリーン調達基準書」の要求事項に対応していただきます。

4. お取引先へのお願い事項

(1) グリーン調達品の確認と書面の提出

1) 環境活動調査表

お取引先の環境管理体制や工程中の有害物質不使用の確認をするため、弊社購買部門より、調査の必要に応じて「環境活動調査表」の提出をお願いします。

2) 環境管理物質 不使用証明書

禁止物質、管理物質の環境管理物質を含有している調達品は購入できません。

また、製造工程禁止物質を使用した工程で製造された調達品は購入できません。

取引開始にあたり、事前に環境管理物質に対応した「環境管理物質 不使用証明書」の提出をお願いします。

提出書類は下記の URL からダウンロードしてください。

URL: <http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>

3) chemSHERPA-CI/AI

弊社へ納入される個々の調達品について、原則として JAMP が推奨する情報伝達シートの提出をお願いします。

成分は100%開示していただくことを原則とします。JAMP が推奨する情報伝達シート、次の URL を参照してください。

URL: <https://chemsherpa.net/tool>

4) SDS

化学物質の名称、物理化学的特性、危険有害性、取り扱い上の注意等について、情報を記載したシート。

改訂があった場合は、弊社よりご依頼の有無に係わらず最新版（GHS 対応）の提出をお願いします。

5) ミルシート

鋼材の検査証明書の提出をお願いします。

グリーン調達基準書	文書番号	GEW-0003
	発行日	2019/08/09
	版番号	第13版

6) 精密分析データ（下記表 1.参照）

- ・均質材料（均質材質）毎の分析をお願いします。
- ・メッキ処理後はメッキ被膜が薄すぎて完全に分離することができないため、金属基材に表面処理（メッキ）をしたもので分析してください。但し、メッキ液の分析データは認められません。
- ・インク、塗料、接着剤などの液状材料は、乾燥または硬化させた状態で分析をお願いします。物質の濃度は乾燥後や硬化後に変わる可能性があるためです。
- ・糸半田、棒半田、半田ペーストなどは、合金とフラックスを分けて分析をお願いします。合金は RoHS、フラックスは RoHS とハロゲンを順守しなければならないためです。
- ・「内梱包材」のフタル酸エステル類（DEHP, BBP, DBP, DIBP）は、製品に直接触れるもののみが対象です。
- ・梱包材について、弊社使用目的が「内梱」であるか、「外梱」であるかは環境調査担当者よりご連絡いたします。
- ・分析方法として、蛍光 X 線（XRF）分析法は認められません。
- ・分析機関は、ISO/IEC17025 認定の第三者分析機関にご依頼ください。
- ・分析データの言語は英語をお願いします。複数の言語の併記であれば、英語を含んでください。
- ・分析データの有効期限は測定日から 1 年以内とします。1 年毎の更新をお願いします。
- ・弊社顧客要求により、下記対象物質以外の要求があった場合や有効期限が指定された場合等には、分析データの提出をお願いすることがあります。（分析方法は別途提示します）
例：ヒ素（ガラスのみ）、ベリリウム（金属および合金）、PFOS、PFOA（インク/塗料）等
- ・分析データのサンプル写真は、カラーをお願いします。
- ・分析データの修正、偽装等は固く禁じます。
- ・分析報告にかかる費用は、お取引先のご負担とさせていただきます。

表 1.精密分析

分析方法	IEC62321										EN14582	
	RoHS 指令 / 容器包装指令										ハロゲン	
対象物質	Cd	Pb	Cr6+	Hg	PBB	PBDE	DEHP	BBP	DBP	DIBP	Br	Cl
金属,セラミック ガラス,メッキ等	○	○	○	○								
上記以外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内梱包材	○	○	○	○			○	○	○	○		
外梱包材	○	○	○	○								

7) その他の書面の提出

- ・環境調査担当者より、個別の調達品、用途により、本基準書に含まれていない内容に関する文書の提出をお願いすることがあります。（提出書面の種類、提出期限、提出先などを個別にご案内いたします）
- ・法規制などの変更に伴い、各種保証書や情報伝達シートを再提出していただくことがあります。

(2) 情報の取り扱いについて

ご提出いただいた資料は、弊社から顧客に提出する場合がありますので、予めご了承をお願いします。

(3) 仕様書等への記載のお願い

弊社に提出いただく仕様書 / 図面等に、「シチズン電子『グリーン調達基準書』に準拠しています」と明記ください。

(4) 「グリーン調達基準書」と異なる基準でのご協力お願い

弊社顧客からの個別要求、または国内外の法規制対応により、本基準書と異なる基準での対応をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

(5) 環境不適合発生時のお願い

調達品に禁止物質の含有、管理物質の閾値を超える含有など環境不適合が発生した場合は、速やかに弊社購買部門にご連絡をお願いします。

(6) 環境に関する変更発生時の連絡

弊社に納入する調達品に変更が発生した場合は、変更内容を事前に弊社購買部門にご連絡をお願いします。

グリーン調達基準書	文書番号	GEW-0003
	発行日	2019/08/09
	版番号	第13版

(7) お取引先からの協議要請

お取引先からの協議要請があった場合は、別途検討させていただきます。

(8) 「グリーン調達基準書」の改訂

・改訂時には、「環境管理物質 不使用証明書」及び、「確認書」のご提出をお願いします。

・「グリーン調達基準書」及び付属書は、予告なく改訂する場合があります。

ご使用の際は、以下の URL より最新版を入手ください。

URL : <http://ce.citizen.co.jp/csr/environment.php#green>

5. お問い合わせ先

「グリーン調達基準書」に関するお問い合わせは下記へお願いします。

シチズン電子株式会社 品質保証部 ISO システム課

〒403-0001 山梨県富士吉田市上暮地 1-23-1

E-mail : cej-kankyo@ml.citizen.co.jp (第13版より変更)

6. 用語の定義

用語	定義
環境管理物質	部品・原材料に含有される物質、また、製造時に使用される物質のうち、地球環境と人体に著しい環境影響（側面）を持つと当社が判断した物質。 禁止物質、管理物質、把握物質、製造工程禁止物質に分類する。
禁止物質	国内外の法規で使用、製造禁止が行われているもので、納入品への含有／付着を無条件で禁止する物質。
管理物質	国内外の法規、当社自主規制の対象物質で、使用用途毎に含有の禁止／閾値が設定されている物質。
把握物質	使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処置等を考慮すべき物質。意図的な使用を制限するものではなく、使用の有無および含有濃度について把握すべき物質。
製造工程禁止物質	部品・原材料の製造工程において、使用をしてはならない物質。
含有	化学物質が添加、充填、混入、及び付着により部品、製品等に残存すること。意図的添加であるか否かは問わない。
不純物	天然素材中に含まれ、工業材料として精製過程で技術的に除去できない化学物質、または精製過程や合成反応過程で生じ、技術的に除去しきれない化学物質。
意図的添加	特定の特性、外観、性質、及び品質を得る目的のために、意図して添加すること。但し、部品、製品等に残存する場合に限る。不純物は意図的添加に含まれない。
閾値	管理が要求される条件または濃度限界値。物質の存在が容認される最大濃度レベル。
精密分析	精密分析は高精度の装置を使用する試験であり、特定物質の概算濃度を示す XRF 装置等を使用するスクリーニング試験とは異なる場合がある。具体的な分析装置として AAS, ICP, IC, 無機化合物向けの UV/VIS、及び有機化合物向けの GC/MS が挙げられる。
有機化合物（有機材料）	分子が炭素原子を含有する化学化合物である有機化合物の総称。プラスチック、ゴム、インク等が挙げられる。
無機化合物（無機材料）	化学化合物が（上述の通りの）有機化合物ではない無機化合物の総称。金属、合金、セラミック等が挙げられる。
分析データ	分析機関が発行する分析データ。
均質材料（均質材質）	全てに均一な構成物。1 つの材料で、機械的な行為（ネジ外し、切断、押しつぶし、破碎、研磨加工等）により、異なる材料に分解できない材料。 均質材料の例：プラスチック、セラミック、ガラス、金属、紙、板、樹脂、塗装等。
梱包材	弊社が梱包目的で購入する部材。
部品	完成品（化学品、及び／または部品を組み合わせたり、加工したりして製造した最終の成形品）に至るまでの成形品。
材料	製品、または部品中の物質、または混合物。

グリーン調達基準書	文書番号	GEW-0003
	発行日	2019/08/09
	版番号	第13版

用語の定義つづき

用語	定義
成形品（ア－ティクル）	製造中に与えられた特定の形状、外見、またはデザインがその化学組成の果たす機能よりも最終使用の機能を大きく決定付けている物体。
製品	組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す部品、及び完成品。
プラスチック	合成高分子物質から形成されている材料あるいは素材で、繊維、フィルム、粘着テープ、成形製品、合成ゴム製品、植物原料プラスチック、接着剤などがある。 天然の樹脂が上記の合成高分子物質と合成された場合は、プラスチックとする。
ISO/IEC17025 分析機関	「ISO/IEC17025 試験所及び構成機関の能力に関する一般要求事項」に適合していることを第三者機関により認定された分析機関。
IEC62321	IEC（国際電気標準会議）が定める「電気機件製品内の特定物質の定量」規格。
SVHC	Substance of Very High Concern（高懸念物質）の略。 REACH 規則 59 条の手続きにより定められる認可対象候補物質（SVHC）で、REACH 規則 57 条で規定される特性を有する物質から選定された物質。
JAMP	The Joint Article Management Promotion-consortium の略。ア－ティクルマネジメント推進協議会。
chemSHERPA AI	JAMP が提供する成形品（ア－ティクル）の含有化学物質情報を伝達するための情報伝達シート。 「法規等の名称」管理対象物質の「含有有無」「物質名」「CAS 番号」「濃度」などの情報を記載し、サプライチェーン内で使用する。
chemSHERPA CI	JAMP が提供する、化学物質、混合物の含有化学物質情報を伝達するための情報伝達シート。 「法規等の名称」管理対象物質の「含有有無」「物質名」「CAS 番号」「濃度」などの情報を記載する。情報伝達に SDS と合わせて使用することがある。
SDS	安全データシート（Safety Data Sheet）のことで、従来 MSDS と呼んでいた。
GHS	The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals : 化学品の分類および表示に関する世界調和システム。化学物質の危険有害性の分類及びラベル、安全データシート（SDS）による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。国際連合（国連）GHS 小委員会において検討され、2002 年に国連 GHS 文書として策定し、2003 年に発行された。
ミルシート	鋼材の材質を証明した書類。
CAS No.（CSA 番号）	Chemical Abstract Service registry Number の略。 米国化学会の CAS（Chemical Abstract Service）が運営、管理する化学物質登録システムから付与された化学物質に固有の数値識別番号。
化審法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
TSCA	米国 有害物質規制法（Toxic Substances Control Act: TSCA）
EU-ELV 指令	EU End of Life Vehicle 指令の略。使用済み自動車に関する欧州連合（EU）指令。 再資源化の妨げになる有害化学物質を製品の設計・製造の段階でなくすことを目的とする。 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等が規制対象。
RoHS 指令	Restriction of Hazardous Substances 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する EU の指令。
EU-REACH 規則	EU Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals 欧州化学物質規制「化学品の登録、評価、認可、及び制限に関する欧州議会及び理事会規則（EC）No 1907/2006」。
GADSL	Global Automotive Declarable Substance List の略。 自動車に使用され法規制されている、または使用が好ましくない物質で、情報開示を化学品業界と自動車業界で合意された物質リスト。URL : http://www.gadsl.org
IEC62474	IEC（国際電気標準化会議）の TC111 委員会で定められた含有化学物質開示手順に関する国際規格。 電子電機製品の含有化学物質の情報伝達。

グリーン調達基準書	文書番号	GEW-0003
	発行日	2019/08/09
	版番号	第13版

7. 改訂記録

改訂番号	改訂日	改訂ページ	改訂内容	承認	審査	担当
第12版	2018/03/30	表紙 P1 P2 P4 P5 付属書	重複のため、2箇所中1箇所の版番号、発行日を削除 付属書整理のため、目次見直し 3_用語の定義にモレがあったため「製造工程使用禁止物質」追加 5.3_顧客監査指摘により、SDSの更新管理追加 10_改訂履歴にモレがあったため、「審査」追加 顧客監査指摘対応により、全ページ見直し ・梱包材にフタル酸エステル類を追加	遠山 秀典	川村 勝廣	小林 照美
第13版	2019/08/09	全ページ P2 P3 P4 P4-P5	「グリーン調達基準書」の統一化と改訂時の簡略化を図るため、一部シチズングループの内容に合わせ全面改訂。 環境管理物質の表現を簡略化。例：「使用禁止物質」→「禁止物質」 環境管理物質に「梱包材規制対象物質」を追加。 不要のため、「JAMP MSDSplus または AIS」を削除。 使用なしのため「リサイクル材使用許可申請書」を削除。 P3 メッキ、インク、塗料、接着剤、半田等の精密分析について明確化。 「内梱包材」「外梱包材」の精密分析について明確化。 分析報告にかかる費用の負担先の追記。 P4 組織名変更により、「お問い合わせ先」を変更。 「グリーン調達基準書」改訂の際の提出資料を明記。 P4-P5 用語の定義に「意図的添加」「閾値」「精密分析」他を追加	白石 篤	平山 喜久	小林 照美